

緊急事態宣言発令中の教職員の勤務について

緊急事態宣言発令中の教職員の勤務については、以下の通りと致します。

【対応方針】

- ①教職員と教職員の家族及び、学生・生徒をはじめとするステークホルダーの安全確保、感染拡大防止を最優先に取り組む
- ②感染拡大防止に必要な対策を十分講じた上で、教育活動を継続し、学生・生徒の学修環境を整える
- ③社会や行政からの要請に出来るだけ応えとともに、教育活動への影響を最小限に抑え、教育の質を維持する

【大学短期大学教員の勤務体制】

大学短大においては、対面授業の実施を担保しつつ、オンライン授業等を加え、授業を継続します。そのため以下の運用とします。

- ①対面授業・ハイフレックス型授業の担当教員は出勤とし、それ以外は在宅勤務可とします。
- ②教育活動および学部・学科の運営上、学長・学部長・科長が必要と判断した場合には出勤を命ずることがあります。
- ③出勤する場合には、マスクの着用を必須とします。出勤前には検温を行い、感染予防策を講じた上で出勤してください。
- ④助手は、学部長・科長、担当教員の指示に従ってください。

【中学高等学校教員の勤務体制】

登校短縮授業を継続します。

- ①原則、出勤とします。勤務時間は勤務カレンダーに沿って勤務してください。
- ②出勤に際しては、マスクの着用を必須とします。出勤前には検温を行い、感染予防策を講じた上で出勤してください。

【第二中学校高等学校教員の勤務体制】

登校短縮授業を継続します。

- ①原則、出勤とします。勤務時間は勤務カレンダーに沿って勤務してください。
ただし、生徒の下校後、業務の支障がない場合、校長判断で退勤を認める場合があります。
- ②出勤に際しては、マスクの着用を必須とします。出勤前には検温を行い、感染予防策を講じた上で出勤してください。

【幼稚園教員の勤務体制】

以下の運用とします。

- ①原則、出勤とします。
- ②出勤に際しては、マスクの着用を必須とします。出勤前には検温を行い、感染予防策を講じた上で出勤してください。

【事務局の勤務体制】

職員は原則出勤とします。そのうえで、以下の運用とします。

- ①各部署の状況に応じ、在宅勤務を認めます。在宅勤務を行う場合は、所属長に事前に申請し承認を得てください。所属長は部署内の業務、出勤状況等により判断します。
- ②利用交通機関の混雑状況に応じ、8：00からの時差出勤を認めます。
 - ・平日は11：00～16：00をコアタイムとし、7時間勤務（8時間拘束、休憩1時間）とする。
 - ・土曜日は通常シフトとする。
- ③出勤に際しては、マスクの着用を必須とします。その他以下の感染予防策を講じた上で、勤務に当たってください。
 - ・手洗いの励行
 - ・毎朝の検温

※臨時職員、派遣職員については、原則契約どおりの出勤とします。

ただし、時差勤務については所属長判断により可能な限り希望に応じます。その場合契約勤務時間数は確保してください。

【研修センター】

現在申込受付を中止しています。再開については、今後の感染状況等により判断します。

以上